

## 第2回徳島県犯罪被害者等支援審議会議事概要

1 日 時 令和3年3月29日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 徳島県庁10階 大会議室

3 参加者

委員15名（添付資料参照）

消費者暮らし安全局長，消費者政策課長，消費者政策課暮らし安全担当室長  
県警察本部情報発信課長，県警察本部犯罪被害者支援室副室長ほか

4 議事概要

委員15名中15名出席ということで，会議の要件を満たしていることを報告。

（1）協議事項説明

徳島県犯罪被害者等支援推進計画案について事務局より資料に基づき説明。

（2）協議概要

○委員

支援コーディネーターの配置は徳島県被害者支援センターが適切と思うが，全てを押しつけるのは妥当ではない。支援の方向性を決める協議機関が必要であり，定期的に会議を開催する必要がある。

相談情報提供の在り方について，情報共有することには賛成だが，支援する側が共有すべき問題を，支援を受ける側に任せることが適当なのか疑問に思う。どのようなノートにするのか，情報の管理の方法，また，情報が多過ぎると被害者も混乱するので，検討をお願いする。

経済的負担の軽減について，国の犯罪被害者等給付金は損害賠償の一部補填の役割を持つ。地方自治体は福祉の増進，日常生活支援を目的としており，役割が違うことを踏まえ，どのような経済的支援が必要なのか検討してほしい。他県では，日常生活に支障を来すという観点から，支援金等を支給している。遺児への支援金は，広く支援した後のことではないか。

○事務局

支援冊子については，現在，被害に遭われた方の手引としてまとめられたものを県警からお渡ししているが，被害者が何度も同じ説明するというのを避けるため，また，次第に記憶も薄れる中，相談窓口で正確な情報を伝えるため，さらに，被害者自身が状況を整理するため，被害者のためのノートをつくることができると考えている。

○委員

被害者ノートは、事件の被害者や御家族が後で役立つような記録を残せるよう、自分で書き込んで完成させる犯罪被害者の方のためのノートで、被害者からの声を受け、任意団体「途切れない支援を被害者と考える会」が最初に作り、現在では東京や京都でも作成・運用されている。中身についてはこれから検討していくことになると思うが、第一には被害者の方が使いやすいもの、また、誰かに見せる際には必要な部分だけを取り出してコピーできるといった、いろいろな配慮が必要である。また、被害者の方は、どこへ連絡するのかなど、あらゆることに不安がある。被害者の方に書いていただくと同時に、今困っていることのリストやこれから行う手続などのリストも必要であり、被害者の精神的負担を軽減していくために、被害者ノートは有効であると考えている。

#### ○委員

被害者自身が整理するためノートを活用することは有効な場合もあり、ノートを作ること自体は反対しないが、支援機関が情報を共有するためのシステムづくりが重要であり、それをノートで代用するのは違うのではないかと思う。また、支援についてまとめられた冊子は1つでいいのではないかと思うが、県警の冊子を改訂する予定はあるのか。

#### ○事務局

2年に1回改訂しており、交通事故被害者用と身体犯被害者用の2つのパターンの手引を用意し、隔年ごとにアップデートしている。

#### ○委員

手引の活用自体は賛成だが、その手引が被害直後、警察の捜査側が被害者から事情聴取する際、被害者に手渡されているのか検証できているのか。

#### ○事務局

毎月確認しており、渡していると認識している。

#### ○委員

渡す際に、支援コーディネーターが支援に入ることをきちんと伝えていただけるのかどうかが大変である。刑事部門なので限界はあると思うが、支援コーディネーター又は被害者支援室に早急につなげるのか、警察内部としてきちんと検討・検証していただきたい。

ノートと手引に関しては、いつ頃できる予定なのか、また、内容について審議会で審議する予定はあるかどうか伺いたい。

#### ○事務局

作成の時期については令和3年度中で、手法は今後の検討になるが、作成に当たっては、広く皆さんの意見を聴く機会も必要だと考えている。

○委員

他県の支援センターで作成された被害者ノートを見たことがあるが、よくできていると思った。書きにくいノートを作っても意味がないので、徳島版ではこうした方がいいというものを踏まえて、良いものを作っていただきたい。

○委員

支援コーディネーターが具体的に何をするのか明示しないと意味がない。どれだけ早く情報が入ってきて支援体制を確立できるかが非常に重要になってくるので、捜査機関と被害者支援センターとの協力体制は今以上に強化しないと難しいと思う。また、予算についても、機能を強化するという事は、それだけマンパワーが必要になるはずだが、どう考えているのか。

それと、求められるのは多角的な検討であって、例えば、被害者支援センターだけでは負えないような事案、ドクターや専門家などの支援が必要となる場合等、いろいろな問題が発生してくるはずなので、センターの外で多角的な意見交換をしていく必要があるのではないか。

○事務局

現場と犯罪被害者支援室との連携については、公費負担やカウンセリングが必要であれば支援室に相談が来るが、全ての事件・事故について速報が来るわけではない。現場との意思疎通については、これからも考えていきたい。

○委員

部門が違うので難しい問題があることは承知しているが、被害者を守るという重要な目的のため、条例ができたことを踏まえ、被害者支援について、連携の在り方も含め警察内部で再度協議していただきたい。

○委員

被害者の方は休暇の取得にも苦勞すると思う。当事者の方が社労士会等へ相談に行く際には、支援コーディネーターにも付き添ってほしい。

○事務局

県から被害者支援センターに、コーディネーター業務やノートの作成業務の人員費として委託する予定である。コーディネーターについては、日々の業務が予測できるものではなく、現状のセンター相談員の体制に対し、手厚く支援していきたい。

○委員

総合的な支援体制の確立の中で、市町村に対する研修があげられている。実際に被害者が役場の窓口に来た時、きちんと対応できるよう、日頃からスキルアップのために研修を受けていただきたいので、県からも働きかけをしていただきたい。

○委員

各市町村の責任者からトップダウンで下ろしていくのが良いと思う。トップが集まる場での講演などがやり方としては有効なのかなという気がする。

○委員

関係部署は非常に広範囲になると思うが、それぞれ責任者が違う。今、窓口を引き受けている担当者は専門の相談員ではないので、横の連携が必要という意味でも発信を進める必要があると思う。

○委員

行政の総合的対応窓口を見るといろいろな部署が担っているが、犯罪被害者に寄り添った形での支援を考えた場合、なぜ福祉がこの計画の中には余り出てきていないのだろうと不思議に思った。経済的には大丈夫でも、犯罪被害者の中には障がいや認知症など福祉的な支援を必要とする方も少なからずいると思われるので、福祉についてより書き加えたほうが充実するのではないか。

○委員

実際に支援をしていて、福祉関係への連絡など実際に大変だったということは多く聞くので、福祉との連携は大事にしていきたい。

○委員

犯罪被害者の就労を考えると、加害者と被害者が同じ勤務場所になるケースも可能性としてはゼロではないため、犯罪被害者に対する支援は長期で考えないといろいろな問題が出てくるのではないか。

また、支援コーディネーターは、何人程度になるのか。事案に早急に対応できるコーディネーターの養成も必要だと思う。

○委員

被害者支援センターの犯罪被害相談員が支援コーディネーターの役目を担い、電話相談・面接相談等、相談を受けるだけでなく、必要な支援を受けるため関係機関へつなげ、コーディネートしていく。

○委員

被害者と加害者が一緒の職場という場合が実際にあるが、加害者と一緒にいるのが怖いという理由で、被害者側が仕事を辞めているのが現実である。条例制定を機に、事業者、使用者の方々にもこういったことがあることを知っていただきたい。

また、被害者支援センターの財政は厳しいと思うが、県の施設等に自動販売機を設置し、買っていただくことで県民に支援していただける。各市町村への自動販売機設置に向けて、県として推進していただければと思う。

○事務局

県の庁舎等に自販機を置くことは、手続の問題等が多々あるが、紹介できる施設もあると思うので、検討させていただきたい。

○事務局

警察庁からの指示の中に、被害者支援センターの財政確立を目的とする寄附型自動販売機の拡充があるが、県で自動販売機を設置するとなると全て公募型入札になり、落札できるかどうかという問題がある。県警でいうと、昨年ちょうど自動販売機の更新があり、被害者支援センターに対する寄附型自動販売機が各署に1台ずつは設置できたと思う。公的機関での拡充には限界があるので、自販機を随意契約で入れるようなところがあれば、御紹介いただきたい。

○委員

犯罪被害者支援連絡協議会には、具体的事例を協議し、方針を決定するという機能を持たせたいという話があったと思うが、それは研修会の機会等に関係する機関が集まって行うことになるのか。スキームはこれから作り上げていくということでのよいのか。

○事務局

協議をする必要が出てきた場合、随時検討を行わなければいけないと考えている。スキームについては、コーディネーターが話を聞く中で、関係機関が寄って検討したほうが良いということになれば、県の総合的対応窓口で連絡いただいて開催していきたい。協議会の中でどういう位置付けにしていくかという整理は、今後、県警と一緒に検討していきたい。

○委員

生活支援を行う際、被害者に対し、本当に困っているのか証明を求めることは困難なので、本人が求めた場合は基本的に経済的援助をするというスキームを作

らないと難しいのではないかと思う。県としては、市町村にお願いしたいという意図があるのだろうが、今、市町村には条例がないことから、県が模範を示して、県はこの部分を支援するので、市町村は更に独自の施策をやってくださいという形にしないとなかなか浸透していかないのではないか。ここ1, 2年で条例ができていてる県には、ほぼ給付金制度があり、香川と高知も実施している。生活支援が大事なことは分かっていると思うので、そこはお願いしたい。

#### ○委員

生活福祉資金を経済的な支援の中に入れていますが、犯罪被害者でも低所得世帯でない場合は、支援できないケースもあり得る。生活保護や、また母子やひとり親世帯への貸付けなど、生活福祉資金に特化せず、福祉的支援の資金という形について検討いただきたい。

#### ○委員

今回は時間的な制約や予算面の問題があるので難しいとしても、給付金制度については、来年度の実施に向けて、県として引き続き検討をお願いしたい。

#### ○事務局

ここ1, 2年で犯罪被害者等支援に特化した条例がたくさんできている状況であり、令和3年4月1日以降では、32都道府県で策定済となる。都道府県単位で見舞金の制度が制定されているのは東京、三重、福井、香川で、高知県は実際にかかったお金に関する補助金制度だと聞いている。本県の来年度以降の取組として、市町村に対して条例の紹介や条例制定の意義、見舞金制度の状況を伝え、支援を進めるように取り組んでいきたいと考えており、見舞金制度の在り方についても、この審議会の中で検討を続けていきたい。

#### ○委員

犯罪被害遺児への応援金は、18歳未満対象だったと思うが、経済的に自立していない18, 19歳について検討していただきたい。

#### ○事務局

犯罪被害遺児応援金の考え方としては、交通遺児育成会への寄附金制度と同程度の支援を考えている。交通遺児育成会については、奨学金制度という形で在学期間中の支援をしており、犯罪被害遺児についても、ゼロ歳から18歳までで同程度で考えている。18, 19歳でまだ経済的に自立していない方がいらっしゃるの当然のことと思うが、そういった方については、経済的支援として今後も検討していきたい。

○委員

被害者の支援体制について、児童虐待に関しては、医師、弁護士、心理士等が重大な案件の審議をする組織がある。緊急事案や重大事案の発生時はバックアップが必要となるため、被害者支援センターにこのような外部組織をつくったほうがよい。

○委員

今回、条例や推進計画ができたことは、犯罪被害者の方の権利や人権を守っていくための大きな前進だと考えている。それぞれが自分のこととして考えていけるよう、小中学校の段階から当事者意識を持ち、犯罪被害に遭われた方の想いを知ることが大事だと思うが、なかなか学校では機会が少ないので、当事者の方々の声を聴く機会を学校でもつくっていかねばならないと感じている。

○委員

令和3年4月1日から条例及び推進計画がスタートすると思うが、新聞報道等からは一切聞こえてこない。県民が認識することが非常に大切なことだと思うので、県から積極的にアピールしていただきたい。

○事務局

広報誌を使って広報していく予定であり、積極的なPRができるように頑張っていきたい。